

令和8年2月27日

第1回江津市議会定例会

議 案



同意第1号

監査委員の選任について

下記の者を江津市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所

氏 名 野 海 豊

生年月日

同意第2号

功労者の選定について

下記の者を江津市表彰条例（昭和34年江津市条例第156号）第4条第4号該当の功労者として選定することについて、同条例第7条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	三 上 良 紀	
	樽 床 長 司	
	徳 田 晃	
	重 田 敏 光	
	寺 戸 隆 司	
	上 手 弘 行	
	井 上 洋 一	
	工 村 学	

同意第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所

氏 名 齊 藤 紀 美 子

生年月日

報告第1号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月30日

江津市長 中 村 中

損害賠償の額の決定及び和解について

道路走行中に発生した接触事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事 故			損害賠償の額
発生年月日	場 所	概 要	
令和7年 2月27日	江津市桜江町谷 住郷 (国道261号コ ンビニ前付近)	国道261号を川戸方面に走行中の公用車に対し、対向車線のトラックの直後を走行していた相手車が一時停止をせずに右折したため、双方の車両が破損した。	49,910円

承認第1号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

江津市長 中村 中

令和7年度島根県江津市一般会計補正予算（第8号）を定めることについて

令和7年度島根県江津市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めるものとする。

承認第2号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和8年1月30日

江津市長 中 村 中

江津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

江津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年江津市条例第1号）を別紙のとおり制定するものとする。

江津市条例第1号

江津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 号

江津市防災行政用無線戸別受信機分担金徴収条例の一部を改正する条例制定
について

別紙のとおり、江津市防災行政用無線戸別受信機分担金徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市防災行政用無線戸別受信機分担金徴収条例の一部を改正する条例
江津市防災行政用無線戸別受信機分担金徴収条例（平成17年江津市条例第18号）
の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年度」を「令和10年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和 29 年江津市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表給料月額欄中「738,000 円」を「830,000 円」に、「603,000 円」を「680,000 円」に、「522,000 円」を「600,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 16 日から施行する。

議案第3号

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

江津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年江津市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議員報酬の額）

第2条 議会の議員に支給する議員報酬の月額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 420,000 円
- (2) 副議長 月額 370,000 円
- (3) 議員 月額 350,000 円

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

議案第4号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年江津市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第3条関係）

非常勤特別職報酬及び費用弁償額表

職名		報酬	費用弁償
教育委員会委員		月額 47,000円	市議会議員の旅費相当額
選挙管理委員会	委員長	月額 28,000円	
	委員	月額 22,500円	
監査委員	識見経験者	月額 75,500円	
	議員選出	月額 27,500円	
公平委員会	委員長	年額 40,000円	
	委員	年額 32,000円	
農業委員会	会長	月額 28,000円に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長の定める額を加算した額	
	副会長	月額 24,500円に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において	

		て市長の定める額を 加算した額
	委員	月額 20,000円に、 農地利用の最適化 に係る活動及び成 果の実績に応じ、予 算の範囲内におい て市長の定める額 を加算した額
	農地利用最適化推 進委員	月額 20,000円に、 農地利用の最適化 に係る活動及び成 果の実績に応じ、予 算の範囲内におい て市長の定める額 を加算した額
名誉市民選考審議会委員		日額 5,400円
特別職報酬等審議会委員		日額 5,400円
非常勤特別職公務災害補償等認定 委員会委員		日額 5,400円
非常勤特別職公務災害補償等審査 会委員		日額 5,400円
総合計画審議会委員		日額 5,400円
地域審議会委 員	委員	日額 5,400円
江津市行政不 服審査会	委員	日額 5,400円
	専門委員	日額 5,400円
情報公開・個人情報保護審査会委		日額 5,400円

員	
固定資産評価審査委員会委員	日額 6,400円
総合市民センター運営協議会委員	日額 5,400円
江津ひと・まちプラザ運営協議会委員	日額 5,400円
商工業振興会議委員	日額 5,400円
地場産業振興センター運営協議会委員	日額 5,400円
図書館協議会委員	日額 5,400円
都市計画審議会委員	日額 5,400円
土地区画整理審議会委員	日額 5,400円
景観審議会委員	日額 5,400円
空家等対策協議会委員	日額 5,400円
環境審議会委員	日額 5,400円
国民健康保険運営協議会委員	日額 5,400円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 5,400円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 5,400円
災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 5,400円
民生委員推薦会委員	日額 5,400円
生活相談員	年額34,000円以内 で市長が定める額
福祉事務所嘱託医	月額 34,000円
自立支援審査会委員	日額 15,000円
育成医療審査会委員	日額 15,000円
次世代育成支援推進協議会委員	日額 5,400円
子ども・子育て会議委員	日額 5,400円
保育所嘱託医	年額 受持1保育
保育所嘱託歯科医	所当たり78,000円。

	ただし、4月1日における1所当たりの受持児童数が100人を超え、1人増すごとに110円を加える。
予防接種嘱託医	日額 18,900円
社会教育委員	日額 5,400円
スポーツ推進委員	日額 5,400円
スポーツ推進審議会委員	日額 5,400円
文化財審議会委員	日額 5,400円
就学支援委員会委員	日額 5,400円
人権・同和教育推進協議会委員	日額 5,400円
学校医	年額 受持1校78,000円。ただし、5月1日における1校当たりの受持児童生徒数が100人を超え、1人増すごとに110円を加える。
学校歯科医	
学校薬剤師	年額 受持1校当たり42,000円
消防委員会委員	日額 5,400円
消防団公務災害補償審査会委員	日額 5,400円
消防賞じゅつ金補償審査会委員	日額 5,400円
産業医	月額 60,000円
選挙長	国会議員の選挙等
投票所の投票管理者	の執行経費の基準

期日前投票所の投票管理者	に関する法律(昭和 25年法律第179号) 第14条第1項に規 定する費用の額に 準ずる額
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
開票立会人	
選挙立会人	
前各号に掲げる者を除く非常勤の職員	日額 5,400円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

別紙のとおり、職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

職員等の旅費に関する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年江津市条例第 5 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）

第 2 章 旅費（第 9 条～第 21 条）

第 3 章 雑則（第 22 条～第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公務のために旅行する常勤の特別職の職員及び一般職の職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（住所又は居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合、その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対して旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定による旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認めるときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録し、これを書面により通知するいとまがない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書きの規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合にはできるだけ速やかに旅行命令簿等に動向に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の報告書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後直ちに当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める

期間内に当該過払金を返納させなければならない。

- 4 第1項に規定する所定の報告書及び必要な書類の種類、記載事項並びに様式は、市長が定める。

第2章 旅費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（常勤特別職が移動する場合にあっては、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 常勤特別職については、上級の運賃
 - イ その他の者については、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

賃

ア 常勤特別職については、一等の運賃

イ その他の者については、二等の運賃

- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 前3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- (7) 前各号に付随する費用

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

3 前2項の規定にかかわらず、島根県内の旅行の場合は、下級の運賃とする。

4 第1項第4号から第7号までに掲げる費用は、同項第1号から第3号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自

自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、自家用自動車（任命権者の定めるところにより承認を受けた自家用自動車に限る。）を使用して旅行した場合のその他の交通費の額は、路程に応じて支給するものとし、市長が定める。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して各都道府県に応じた規則で定める額（次条において「宿泊基準額」という。）を上限とする実費額を支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から前条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の移転に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第19条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並びに同法に基づく政令及び省令の規定の例に準じて、そのつど市長が定める。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により退職者等に支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により遺族に支給する旅費は、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章 雑則

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条から第18条まで（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、必要とする旅費を支給することができる。

(国等により旅費の支給を受けるとき)

第24条 国又は他の地方公共団体等により旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給することができる。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の

規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(国家公務員等の旅費に関する法律等の適用)

第26条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律並びに同法に基づく政令及び省令の定めるところによる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項、第20条及び第21条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項の規定は、同条第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、改正前の職員等の旅費に関する条例第2条第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年江津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和8年江津市条例第 号）」に改める。

(選挙管理委員会並びに議会及び監査委員の要求により出頭し又は参加した者に対する実費弁償支給条例の一部改正)

- 6 選挙管理委員会並びに議会及び監査委員の要求により出頭し又は参加した者に対する実費弁償支給条例(昭和31年江津市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第2条中「実費弁償の額は、別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例(昭和29年江津市条例第5号)」を「実費弁償の額及び支給については、職員等の旅費に関する条例(令和8年江津市条例第 号)」に改め、同条第2項を削る。

別表を削る。

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

- 7 市長等の給与に関する条例(昭和29年江津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例(昭和29年江津市条例第5号)」を「職員等の旅費に関する条例(令和8年江津市条例第 号)」に改め、同条ただし書きを削る。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分	給料月額
市長	738,000円
副市長	603,000円
教育長	522,000円

(江津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

- 8 江津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年江津市条例第97号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 9 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年江津

市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

議案第6号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年江津市条例第 599 号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

（支給審査委員会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、江津市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

江津市立保育所条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市立保育所条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市立保育所条例の一部を改正する条例

江津市立保育所条例(昭和31年江津市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第7条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第9条とし、第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業の利用料)

第7条 乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は、利用料を納付しなければならない。

2 乳児等通園支援事業の利用料の額は、市長が規則で定める額とする。

第5条第1項中「(法第59条の地域子ども・子育て支援事業で、保育所において行う事業をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第6条とする。

第4条第2項中「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)」を「法」に、「法第28条第1項第2号」を「同法第28条第1項第2号」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第3項」を削り、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(実施事業)

第3条 前条に規定する保育所は、保育のほか次の各号に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 特別保育事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条の地域子ども・子育て支援事業で、保育所において行う事業をいう。以下同じ。)
- (2) 乳児等通園支援事業(児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

江津市国民健康保険条例（昭和 34 年江津市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 を次のように改める。

第 10 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金負荷被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 10 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「（介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 14 条の 6 中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 14 条の 6 の 2 第 1 号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第 14 条の 6 の 6 第 1 項第 3 号中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定

継続世帯」に改める。

第14条の7第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第14条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条、第18条の3、第18条の4及び第18条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属す

る 18 歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第 14 条の 15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 14 条の 16 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第 14 条の 16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- （1） 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 14 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の 100 分 50 に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- （2） 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- （3） 18 歳以上被保険者均等割 第 14 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- （4） 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課

額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の17 第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第17条第1項中「第14条の6の3」の次に「若しくは第14条の14」を加え、「第18条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」を「第18条第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改め、「第18条の3第1項(同条第3項の次に「又は第4項」を加え、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第18条の3第4項第1号(同条第6項)」を「同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「第18条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」を「第18条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの

規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第18条の5第1項に定める額」に、「月割」を「月割り」に、同条第2項中「第14条の6の3の額若しくは第14条の8の額又は第18条第1項各号に定める額、第18条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号に定める額、第18条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」を「第14条の6の3、第14条の8若しくは第14条の14の額又は第18条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第18条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第18条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第18条の5第1項に定める額」に、「月割」を「月割り」に改める。

第18条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険

料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 31 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を

乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第14条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第14条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第18条の2中「第12条第1項及び前条第1項」を「第12条第1項、第14条の6の4、第14条の9及び第14条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項」に改める。

第18条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と、」の次に「「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、」を加え、「前項」を「第6項」に改め、同項を第7項とし、第5項を第6項とし、第

4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

同条に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

第18条の4第1項中「第5項第8号」を「第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」と、」の次に「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」と、」の次に「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

同条に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第5項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

第18条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第18条第5項、第18条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第14条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条の2、第14条の6、第14条の13から第14

条の 18 まで及び第 17 条から第 18 条の 5 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第9号

江津市集会施設及び研修施設設置条例の一部を改正する条例制定について
別紙のとおり、江津市集会施設及び研修施設設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市集会施設及び研修施設設置条例の一部を改正する条例

江津市集会施設及び研修施設設置条例（平成16年江津市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条の表谷住郷多目的集会施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

江津市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市火入れに関する条例の一部を改正する条例

江津市火入れに関する条例（昭和59年江津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報又は林野火災警報が発せられた」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発せられた場合」に改める。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例制定について
別紙のとおり、江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

江津市生活バス運行事業に関する条例（平成16年江津市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

(11) 江津川平線	単位：円											
	川平											
											八重山神社前	160
										松平防災拠点施設前	160	160
									船津橋	160	160	160
								田野村集会所前	180	230	230	230
							旧金田ふれあいセンター前	160	200	260	260	260
						千金	160	200	260	330	330	330
					江津本町	160	200	210	260	360	360	360
				旧市役所前	160	190	240	280	360	410	410	410
			江津駅前	160	160	190	240	280	360	410	410	410
		江津市役所	160	160	190	200	250	300	370	430	430	430
		済生会病院	160	160	160	200	210	290	320	400	460	460
	ゆめタウン江津前	160	160	160	160	190	200	250	300	370	430	430

」

を

「

(11) 江津川平線	単位：円												
	川平												
											八重山神社前	160	
										松平防災拠点施設前	160	160	
									船津橋	160	160	160	
								田野村集会所前	180	230	230	230	
							旧金田ふれあいセンター前	160	200	260	260	260	
						千金	160	200	260	330	330	330	
					江津本町	160	200	210	260	360	360	360	
				本町第一自治会集会所前	160	160	200	210	260	360	360	360	
			旧市役所前	160	160	190	240	280	360	410	410	410	
		江津駅前	160	160	160	190	240	280	360	410	410	410	
		江津市役所	160	160	190	190	200	250	300	370	430	430	
	済生会病院	160	160	160	200	200	210	290	320	400	460	460	
	ゆめタウン江津前	160	160	160	160	190	190	200	250	300	370	430	430

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市手数料条例の一部を改正する条例

江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「6,200円」を「6,670円」に、「8,600円」を「9,060円」に、「13,000円」を「14,500円」に、「43,000円」を「46,800円」に改め、同条第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

江津市公的住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市公的住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市公的住宅管理条例の一部を改正する条例

江津市公的住宅管理条例（令和7年江津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「第1項」を「第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

江津市立小学校等設置条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市立小学校等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市立小学校等設置条例の一部を改正する条例

江津市立小学校等設置条例(昭和42年江津市条例第377号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

〃	川波小学校	〃	敬川町 2251 番地の 2	
〃	津宮小学校	〃	都野津町 2110 番地の 1	

」を

「

〃	青陵小学校	〃	二宮町神主イ 1220 番地	
---	-------	---	----------------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

議案第15号

江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例

江津市桜江体育施設設置条例（平成 17 年江津市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表川越地区体育館の項を削る。

第 8 条第 3 項中「、別表第 2 又は別表第 3」を「及び別表第 2」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 3 中「桜江 B&G 海洋センター体育館利用料」を「施設利用料」に改め、同表を別表第 2 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第16号

江津市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

別冊のとおり、江津市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

議案第17号

辺地に係る総合整備計画を定めることについて

下記辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

記

- ・ 総合整備計画書（波積辺地）
- ・ 総合整備計画書（長谷東辺地）
- ・ 総合整備計画書（谷住郷辺地）

総合整備計画書

島根県江津市波積辺地

(辺地人口 74人 面積14.7k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 島根県江津市波積町本郷、波積町北、波積町南
 (2) 地域の中心位置 波積町本郷81番地
 (3) 辺地度点数 101点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は本市の東部、大田市と隣接する山間部に位置し、市の中心から約16km離れた位置にあり、少子高齢化が著しく進行している。令和6年6月1日から供用開始となった波積ダムの建設過程において、水没予定地域の住家の一部が市の中心地へ移転したことにより、地域内の人口減少にさらなる拍車をかけた。

こうしたことから、地域での活力が低下してきており、今後、様々な地域活動が困難な状況になることが予測される。また、生活基盤が整っていないことなどで、人口の流出が止まらず地域の存続が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を改善するためには、生活基盤等を改善し定住促進を図ることが重要である。

波積南地区では小規模水道施設により地域住民の生活用水が賄われている地区があり、運用を開始した平成15年より21年が経過しているため、これを更新し、安定して飲用水を供給する環境を整備する。

また、本市の森林は多くが利用期を迎えており、主伐→再造林→保育→主伐といった循環型林業を目標とした森林経営を目指している。そのような状況の中、平成27年よりバイオマス発電事業に取り組んでいるが、施業に必要な基幹路網が未整備なため、木材生産が低調であり、バイオマス発電事業による恩恵を十分に受けているとはいえない状況である。

そこで、10tトラックの走行が可能な林業専用道(2級林道クラス)を地域内に開設し、大規模造林地における木材生産の加速化を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
水道施設	江津市	6,528	0	6,528	6,500
林道高丸山線	江津市	240,000	0	240,000	240,000
合計		246,528	0	246,528	246,500

総合整備計画書

島根県江津市桜江町長谷東辺地
(辺地人口 106人 面積 5.2k㎡)

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 島根県江津市桜江町長谷(長谷東・長谷西)
 (2) 地域の中心の位置 江津市桜江町長谷2728番地6
 (3) 辺地度数 130点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心市街地から約27k離れた市南部の山間地に位置する集落で、浜田市との市境にほぼ位置している。耕地は棚式に点在し、農家の経営規模は小さく高齢化が進んでいる。

郵便局はあるが商業施設は無く、住民の日常生活は診療所のある市山地区か市役所支所、小・中学校及びJR川戸駅のある川戸地区、あるいは総合病院や大型の商業施設を有する市の中心市街地に出かけなければ、日常生活は維持できない状況にある。

こうした中、同地区に湧出する温泉を活用した温泉リゾート施設「風の国」が平成12年8月に旧桜江町により3セク方式でオープンし、その後民間に譲渡されながらも、賑わいをもたらし続けている。周辺の特別養護老人ホーム「風の里陽光園」とあわせ、観光施設と公共施設を核とした同地区の賑わいの中心となっている。こうした外部誘致の整備も必要であるが、同地区での生活に欠かせない環境整備も並行して行っていかなければ、地区の振興には繋がらない。

このたび上水道の配水管が老朽化しているため、これを更新し、安定して飲用水を供給する環境を整備する。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和10年度までの4年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
水道施設	江津市	68,685	0	68,685	65,700
合	計	68,685	0	68,685	65,700

総合整備計画書

島根県江津市桜江町 谷住郷辺地
 (辺地人口 54人 面積15.7k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 島根県江津市桜江町谷住郷(天神郷、谷、長戸路、押手、入野)
- (2) 地域の中心位置 江津市桜江町谷住郷1386番地9
- (3) 辺地度数 110点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、本市東部、桜江町の山間地に位置し、谷住郷の中心集落から2.7km、市の中心地から20km離れており、少子高齢化が進行している。

桜江町谷住郷地区には、中心集落に郵便局1局、国道261号線沿いにコンビニエンスストアがあるが、辺地を構成する基礎集落には商店などはなく、さらに同地区内には医療機関もなく、受診する際は桜江町市山地区にある個人医院か、江津市の中心地にある総合病院へ行かなければならない。

そのような中、当辺地から桜江町谷住郷の中心集落をつなぐ市道長戸路線(L=4km区間)の改良を令和6年度までに行ってきたが、所々に未改良箇所があり、緊急車両や福祉車両の安全な走行の妨げにもなっている。こうした状況を改善し生活環境の改善を図りたい。

また、本市の森林は多くが利用期を迎えており、主伐→再造林→保育→主伐といった循環型林業を目標とした森林経営を目指している。そのような状況の中、平成27年よりバイオマス発電事業に取り組んでいるが、施業に必要な基幹路網が未整備なため、木材生産が低調であり、バイオマス発電事業による恩恵を十分に受けているとはいえない状況である。

そこで、10tトラックの走行が可能な林業専用道(2級林道クラス)を地域内に開設し、大規模造林地における木材生産の加速化を図る。あわせて、水道施設の設備を更新し、安定して飲用水を供給する環境を整備する。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道長戸路線	島根県 江津市	210,000	108,000	102,000	102,000
水道施設	江津市	1,901	0	1,901	1,700
林道高丸山線	江津市	240,000	0	240,000	240,000
林道上口下谷線	江津市	120,000	66,000	54,000	54,000
合計		571,901	174,000	397,901	397,700

議案第18号

辺地に係る総合整備計画の変更について

下記辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

記

- ・総合整備計画書(川越辺地)

以上の総合整備計画書の下線部分を変更する。

総合整備計画書

島根県江津市川越辺地

(辺地人口 499人 面積33.8km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 島根県江津市桜江町川越、桜江町田津、桜江町坂本
桜江町鹿賀、桜江町大貫
- (2) 地域の中心位置 桜江町坂本1995番地8
- (3) 辺地度点数 138点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、本市南東端部の山間地に位置し、江津市中心地から25km以上離れており、平成16年10月に旧江津市と合併するまでは、町境を川本町、旧石見町、旧江津市と接していた。

辺地の中心を江の川が流れており、耕地の多くは江の川沿いに位置している。こうした状況において、昔から出水期における河川の増水により住宅地への浸水被害に悩まされている。こうしたことから、地域での活力の低下や防災上の不安の増加などにより、人口減少が加速し、地域活動が困難な状況になることが懸念されている。

そのような中で川越地区では、長年の懸案事項である浸水被害を防ぐ為、江の川の支流で町中を流れる田津谷川の堤防改修事業を行うことにより、地区住民の安心安全を確保する。事業において支障となる消防施設（防火水槽）については、撤去のうえ近隣に新たに設置することで防災体制を維持していく。また、その際に新たに堤防沿いの市道整備を行うことにより、地区住民の生活環境の改善を図る。

さらに、辺地内の水道施設において、河川の氾濫による水源地の冠水、取水停止、断水が度々起こっているため、隣接する浄水系統からの連絡管を整備するとともに、老朽化したポンプ等の機械の更新も行う。また、田津谷川の河川改修事業に伴う配水管の布設替えなどをおこなうことで、当該地区への安定的な給水を行う。

なお、江津市道路橋点検計画により補修が必要と判断された橋梁（大貫橋）について補修を行うことで橋梁の長寿命化を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道整備	江津市	26,500		26,500	26,500
<u>水道施設</u>	<u>江津市</u>	<u>179,350</u>	44,266	<u>135,084</u>	<u>98,800</u>
消防施設	江津市	8,500	3,500	5,000	5,000
橋梁施設	江津市	30,450	17,820	12,630	12,600
合計		<u>244,800</u>	65,586	<u>179,214</u>	<u>142,900</u>

【___：変更箇所】

議案第19号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

記

- 1 契約の目的 桜江高齢者生活福祉センター桜寿園外壁改修他工事
- 2 契約の方法 簡易型一般競争入札
- 3 契約金額 169,400,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 15,400,000円
- 4 契約の相手方 今井産業株式会社
代表者 江津市桜江町川戸472番地1
今井産業株式会社
代表取締役 今井 久師

議案第20号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

記

- 1 工 事 名 令和7年度仮称西部統合小学校敷地造成工事
- 2 工 事 場 所 江津市二宮町神主地内
- 3 契 約 金 額 変更前 金125,950,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 11,450,000円)
変更後 金157,802,700円
(うち消費税及び地方消費税の額 14,345,700円)
- 4 契約の相手方 株式会社原工務所
代表者 江津市敬川町1306番地3
株式会社原工務所
代表取締役 原 諭

議案第 21 号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

江津市長 中 村 中

記

1 財産の表示

別紙

2 譲渡の目的

旧嘉戸団地集会所については、市営住宅嘉戸団地の付帯施設であったことから西玉江団地への新築移転に伴い解体する計画としていたが、地元自治会の維持管理による集会所として施設の存続・譲渡の要望書が提出され地域活動の拠点として、引き続き有効に活用されることが見込まれることから、当該自治会に対し無償で譲渡することとする。

3 譲渡の相手方 嘉戸団地自治会

代表者 江津市渡津町 8 2 5 番地 8

嘉戸団地自治会

会長 湯谷 学

別紙（財産の表示）

（１）建物（付属する備品等の物品を含む。）

名 称 旧嘉戸団地集会所

建築年 昭和60年

所 在 江津市渡津町934番地19

構 造 木造瓦ぶき平家建

床面積 72㎡

（２）土 地

所 在 江津市渡津町

地 番 934番19

地 目 宅地

面 積 153.65㎡

議案第22号

令和8年度島根県江津市一般会計予算を定めることについて
令和8年度島根県江津市一般会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

議案第23号

令和8年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて

令和8年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

議案第24号

令和8年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計予算を定めること
について

令和8年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計予算を、別冊のとおり
定めるものとする。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

議案第25号

令和8年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計予算を定めることについて

令和8年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

議案第26号

令和8年度島根県江津市水道事業会計予算を定めることについて
令和8年度島根県江津市水道事業会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中

議案第27号

令和8年度島根県江津市下水道事業会計予算を定めることについて
令和8年度島根県江津市下水道事業会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月27日提出

江津市長 中 村 中